

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほか265名

被告国 ほか1名

意見書


平成27年3月31日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩 瀧 正 樹 

被告国指定代理人


伊 藤 清 隆 

山 本 剛 

陶 山 敦 司 

中 野 恭 介 

山 田 一 哉 

中 島 伸 一 郎 




森 脇 聡 巳 

東海林 岳 史 

吉 永 浩 介 

宮 本 昌 平 

酒	井	英	樹	酒井
皆	川	征	治	皆川
戸	部	恵	子	戸部
鶴	園	孝	夫	鶴園
武	田	龍	夫	武田
泉		雄	大	泉
三	田	裕	信	三田
堀	口		晋	堀口
松	原	崇	弘	松原
村	川	正	徳	村川
中	川	幸	成	中川
木	村	真	一	木村
青	木	一	哉	青木
村	田	真	一	村田
足	立	恭	二	足立
荒	川	一	郎	荒川
忠	内	巖	大	忠内
熊	谷	和	宣	熊谷
照	井	裕	之	照井
小	林		勝	小林
渡	邊	桂	一	渡邊

野 田 智 輝   
佐 藤 雄 一   
桐 原 大 輔 

被告国は、原告らが平成27年3月5日付けで準文書として提出した甲F第47号証（DVD）を、口頭弁論期日において再生して取り調べることに對し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

- 1 原告らが提出した甲F第47号証は、証拠として採用されれば、準文書として書証の手続により取り調べを要するが、その方法は、裁判所及び各当事者において各々再生するのが最も合理的な証拠調べ方法であり、あえて口頭弁論期日の法廷において再生して取り調べる必要性はない（なお、被告国は既に同号証を再生して内容を確認しており、再度内容を確認する必要はない。）。
- 2 また、甲F第47号証の内容は、原告らが既にした主張内容の説明や、チェルノブイリ原子力発電所事故や福島第一発電所事故、新規制基準の内容、福島第一原子力発電所の汚染水対策、使用済み核燃料問題及び関西電力株式会社大飯発電所に係る福井地方裁判所平成26年5月21日判決等に関する関係者や原告訴訟代理人のコメントであり、実質的に原告らの主張ないし意見の陳述にほかならない。そして、このような主張ないし意見は、準備書面や意見書を作成して提出すべきものであり、これまでに主張された内容については、毎回の口頭弁論期日において弁論の補足として詳細に説明されているところである。

このように、甲F第47号証の内容は、準備書面や意見書として提出すべきものであり、その多くは既にされた主張及び口頭による弁論の補足と重複するものであるから、重ねて口頭弁論期日において法廷で再生する方法により取り調べる必要性はない。

- 3 よって、甲F第47号証の口頭弁論期日における再生は認められるべきではない。